

令和8年度一関市6次産業化・農商工連携開発事業費補助金のご案内

市内産の農林水産物を使用した6次産業化や農商工連携の取り組みを応援します！

市内の事業者等または農林漁業者が、一関産の農林水産物を活用して新たに加工品開発、加工施設や機械設備を整備する場合、対象経費の一部を補助します

募集開始 令和8年4月20日（月）から
申請期間 申請前に、**必ず事前相談**をお願いします
第1期：令和8年5月29日（金）まで
第2期：令和8年7月31日（金）まで
第3期：令和8年9月30日（水）まで
※予算に達した場合は終了



生産者自身の
商品開発も対象に
なります！

○事業の実施主体

- 事業者等：市内に事務所若しくは事業所を有し事業を営む者又は市内事業者により組織される団体又は市内に居住する個人
- 農林漁業者：農林業又は漁業を営む者で、市内に居住又は事業所を有するもの
- ※ 市税の滞納がある場合は申請できません

○6次産業化・・・農林漁業者が従来の生産だけではなく、加工・流通・販売を行うもの

○農商工連携・・・地域の資源を有効に活用するため、農林業業者及び商工業を営む者が相互に協力し、新しい商品開発等に取り組むもの

対象事業	補助対象経費	補助率	限度額
加工品開発	一関市産の農林水産物を活用した加工品の開発及び販路開拓等に要する経費であって次に掲げるもの (1) 原材料費、機械装置等のレンタル、リース経費、外注加工費、試作開発費、検査分析費その他試作品開発に要する経費 (2) 調査研究費その他市場評価の実施に要する経費(旅費、調査委託費等を含む) (3) 広報宣伝費、展示会等出展費その他販路開拓に要する経費 (4) 共通経費等(直接人件費を除く。)	2分の1	50万円
加工施設 ・ 機械整備	一関市産の農林水産物を活用した加工品の開発に必要な加工施設及び機械等の整備に要する経費	3分の1	100万円

○採択要件・・・

- 製造する加工品が原材料または加工品を特徴づける原材料が一関産の農林水産物であること
- 原材料とする一関市産の農林水産物が契約栽培等により安定した原材料の供給ができること
- その他地域産業の活性化を図る事業として市長が認めるもの
- ※ 補助対象者のうち、申請が初めての認定新規就農者や認定農業者を優先いたします。

○評価項目・・・

- 1 新規性 2 独自性 3 発展性 4 実現性 5 社会貢献性

※ 事業完了は令和9年2月28日まで、事業実施報告は令和9年3月10日までの期限となります

《事前相談・問合せ》 一関市農林部 生産流通課 地産地消・外商係
〒029-8501 一関市竹山町7-2 電話21-8317 FAX21-4221